

「パートナーシップ構築宣言」

ソニー生命保険株式会社（以下「当社」）は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

当社は、全ての役員・社員が遵守すべき基本的な原則である「ソニー生命行動規範」を定めており、以下内容を遵守のうえ取引活動を行うとともに、多様なステークホルダーに与える影響を十分配慮した行動・対話を通じた信頼を築くよう努め、事業を通じて持続可能な社会の発展へ貢献してまいります。

①法令・社会規範等の遵守

事業活動を行う各国・地域のあらゆる適用法令、規則を遵守し、誠実かつ倫理的に、責任ある事業活動を行います。

②人権の尊重

人権に関する国際規範を尊重し、支持します。また、自らの事業活動が、人権への負の影響を引き起こしたり、助長したりすることがないように、努めます。

③公正・公平な取引と腐敗防止

公正な競争、取引に関する適用法令、規則を遵守した取引活動を行い、不適切な利益の供与や受領は行いません。

④環境保全

事業活動において、環境への影響を考慮するとともに、更なる持続可能な社会の構築に向け、環境負荷を最小限にすることを目指します。

⑤情報管理

個人情報保護に関する適用法令、規則、社内方針・規程等を遵守して安全管理に努める等、適正に個人情報を取り扱います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②支払条件

下請代金は原則として現金で 60 日以内に支払います。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、上記 2. 「振興基準」の遵守においては、商業的合理性を前提に、下請事業者の意向を尊重しながら「振興基準」を踏まえた親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行を模索し、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、パートナーシップの構築に取り組めます。

2024 年 3 月 27 日

ソニー生命保険株式会社

代表取締役社長 高橋 薫